

に一人一圓の涙金給與を申渡したる處従業員中百四十名は之を不服とし増額を要求したるに因る。

十一、要求 事項

勤務年限に應じ相當の手當増額

十二、經 過

十月十五日午後七時百四十名集合協議の結果代表委員十名を決定し炭坑側勞務主任と面會して前記要求をなしたる處翌十六日回答する事になつた。

十六日午前十時坑長渡邊代藏は代表を事務所へ招致し本問題には新經營者の關知するところでないから木戸炭業重役と協議の上善處すると回答し直ちに若松市の木戸炭業白川重役を訪問し對策を協議した十七日午後十時頃新經營の日本曹達株式會社西川鐵條所（改稱）の勞務係が飲酒徘徊中の爭議團員二

名を毆打したる爲之に憤慨したる團員百三十名は勞務係詰所附近に集合し事態悪化するに至りたるを以て所轄署は警告を發し解散せしめ事なきを得た。

解散を命ぜられた爭議團員は社宅に集合して對策を協議し毆打されたる兩名に對する見舞金、暴行事件の取締、暴行勞務係の解職等の九項目を決議し代表二十名を以て炭坑を訪問した。

十八日午後二時炭坑事務所にて炭坑側所長三崎友一顧問松尾三造外五名、爭議團側大野與三郎外十九名が會見した爭議團側は筑豊川筋での親分松尾三造出席の爲何等の要求もなし得ず決議したる九項目に就ては松尾より發言し被害者には相當の見舞金を贈る、今後の暴行は注意する、暴行の勞務係は罰戒する今回の問題で犠牲者は出さぬ等夫々回答を與へ本爭議